

平成 3 0 年 1 2 月

射水市議会定例会議案

目 次

- 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度射水市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 7 1 号 平成 3 0 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 2 号 平成 3 0 年度射水市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 3 号 平成 3 0 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 4 号 平成 3 0 年度射水市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 5 号 射水市使用料及び手数料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 7 6 号 射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第 7 7 号 射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 8 号 射水市体育施設条例の一部改正について
- 議案第 7 9 号 射水市下村交流センター条例の一部改正について
- 議案第 8 0 号 指定管理者の指定について
- 議案第 8 1 号 指定管理者の指定について

議案第 75 号

射水市使用料及び手数料の適正化に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

射水市使用料及び手数料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市使用料及び手数料の適正化に伴う関係条例の整備に関する
条例

(射水市大島絵本館条例の一部改正)

第 1 条 射水市大島絵本館条例(平成 17 年射水市条例第 95 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「必要である」を「必要がある」に改める。

第 5 条ただし書中「、シアター関係施設の使用については、午前 10 時から午後 9 時 30 分までとし」を削る。

第 8 条第 1 項中「使用料金」の次に「(入館料を含む。以下同じ。)」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定による使用料金の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第 8 条第 3 項を削る。

第9条を次のように改める。

(使用料金の減免)

第9条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料金を減額し、又は免除することができる。

第15条第1項中「市長の確認を受け」を「返還し」に改める。

第20条第2項中「第13条、第15条及び第17条」を「第13条及び第17条」に、「第4条の」を「第4条及び第5条の」に、「必要である」を「必要がある」に改め、「、第5条の規定中「市長が特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て」と」及び「、第15条第1項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と」を削る。

第22条第1項中「前納し」を「納め」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「第8条第1項及び第2項に規定する」を「別表に定める」に改め、同条第4項中「利用料金」を「規則で定めるところにより利用料金」に改め、同項後段を削り、同条第5項ただし書中「第10条第2号の規定」を「同条第2号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 入館料（1人1回当たり）

個人	一般	600 円
	高校生	300 円
	小・中学生	100 円
	未就学児	無料
団体（20 人以上）	一般	480 円
	高校生	240 円
	小・中学生	80 円
	未就学児	50 円

備考 この表において「未就学児」とは、小学校に就学するまでの者をいう。

2 シアター及びパフォーマンスホール使用料金

施設名	使用日の区分	基本使用料金			超過料金 (1時間につき)
		午前	午後	昼間	
		午前9時30分 ～正午	午後1時～午 後5時	午前9時30分 ～午後5時	
シアター	平日	円 9,570	円 19,140	円 28,070	円 4,790
	土曜日・日曜日・休 日	円 11,010	円 22,010	円 32,280	円 5,500
パフォーマンスホール		円 1,710	円 2,280	円 3,320	円 570

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合のシアターの使用料金の額は、基本使用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,000円を超え2,000円以下の場合にあっては、100分の120
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあっては、100分の130
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあっては、100分の150
 - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあっては、100分の180
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的（以下「商業宣伝等の目的」という。）をもってパフォーマンスホールを使用するときの使用料金の額は、基本使用料金に100分の180を乗じて得た額とする。
- 3 シアターを練習又は準備のために使用する場合の使用料金の額は、基本使用料金に100分の40を乗じて得た額とする。
- 4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

3 ミーティングルーム使用料金

施設名	基本使用料金						超過料金 (1時間につき)
	3時間 まで	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	
ミーティング グループ	930 円	1,240 円	1,400 円	1,560 円	1,720 円	1,810 円	310 円

備考

- 1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料金の額は、基本使用料
金に100分の180を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

4 附属設備使用料金 市長が別に定める額

(射水市陶房「匠の里」条例の一部改正)

第2条 射水市陶房「匠の里」条例（平成17年射水市条例第96号）の一部
を次のように改正する。

第17条第2項中「第4条の」を「第4条及び第5条の」に、「、特に」
を「特に」に改め、「、第5条の規定中「市長が特に必要と認めたときは」
とあるのは「指定管理者が特に必要と認めたときは、市長の承認を得て」と」
を削る。

別表2を次のように改める。

別表2（第10条関係）

1 陶芸工房（粘土工芸センターを含む。）使用料（1人1回当たり）

区分	一般（高校生以上）		中学生以下	
	市外	市内	市外	市内
個人	310円	150円	150円	無料
団体	220円	120円	110円	無料

備考

- 1 使用料は半日単位で1回とする。
- 2 団体の適用は、10人以上を対象とする。

2 研修棟使用料（1室当たり）

区分	料金（1時間当たり）
和室	310円
会議室	310円
研修室	620円

3 展示館使用料

区分	料金（1日当たり）
展示室	2,480円
手数料（委託費）	作品売価の1割

4 窯使用料 市長が別に定める額

(射水市新湊中央文化会館条例の一部改正)

第3条 射水市新湊中央文化会館条例(平成17年射水市条例第115号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第3月曜日」の次に「(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日)」を加える。

第7条第1項中「別表1」を「別表」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

第15条第1項中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第14条とし、第16条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

第20条第2項中「第12条、第13条及び第17条の規定」を「第11条、第12条及び第16条の規定」に、「第3条の」を「第3条及び第4条の」に改め、「、第4条の規定中「市長が特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て」と」を削り、同条を第19条とし、第21条を第20条とする。

第22条第1項中「第19条」を「第18条」に改め、同条第2項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第5項ただし書中「第9条第2号の規定」

を「同条第2号」に改め、同条を第21条とし、第23条を第22条とする。

別表1及び別表2を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

1 ホール等使用料

施設名	使用日の区分	基本使用料						超過料金 (1時間につき)
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時	午後6時～午後10時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時	
大ホール	平日	円 40,440	円 80,880	円 118,620	円 99,750	円 175,910	円 201,530	円 20,220
	土曜日・日曜日・休日	46,510	93,010	136,410	114,710	202,300	231,760	23,250
小ホール	平日	10,560	21,120	30,980	26,050	45,940	52,620	5,280
	土曜日・日曜日・休日	12,140	24,290	35,630	29,960	52,830	60,510	6,070
リハーサル室		2,530	5,050	7,410	6,230	10,990	12,590	1,260
楽屋1		1,220	2,430	3,560	3,000	5,290	6,050	610
楽屋2		1,220	2,430	3,560	3,000	5,290	6,050	610
楽屋3		810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410
楽屋4		810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410
楽屋5		810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410
展示室（全面）		8,040	10,720	15,540	10,720	16,340	19,540	2,680
展示室（半面）		4,020	5,360	7,770	5,360	8,170	9,770	1,340

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の大ホール及び小ホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,000円を超え2,000円以下の場合にあっては、100分の120
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあっては、100分の130
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあっては、100分の150
 - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあっては、100分の180
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的（以下「商業宣伝等の目的」

という。)をもって使用するときの展示室の使用料の額は、基本使用料に 100 分の 180 を乗じて得た額とする。

3 大ホール、小ホール及び展示室を練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に 100 分の 40 を乗じて得た額とする。

4 使用時間が超過した場合における 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

2 練習室使用料

施設名	基本使用料												超過料金 (1 時間につき)
	3 時間 まで	4 時間	5 時間	6 時間	7 時間	8 時間	9 時間	10 時間	11 時間	12 時間	13 時間		
練習室 1	円 3,300	円 4,400	円 4,950	円 5,500	円 6,050	円 6,380	円 6,710	円 7,040	円 7,370	円 7,700	円 8,030	円 1,100	
練習室 2	円 3,300	円 4,400	円 4,950	円 5,500	円 6,050	円 6,380	円 6,710	円 7,040	円 7,370	円 7,700	円 8,030	円 1,100	
練習室 3	円 5,760	円 7,680	円 8,640	円 9,600	円 10,560	円 11,140	円 11,720	円 12,300	円 12,880	円 13,460	円 14,040	円 1,920	

備考

1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に 100 分の 180 を乗じて得た額とする。

2 使用時間が超過した場合における 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

3 附属設備使用料 市長が別に定める額

(射水市小杉文化ホール条例の一部改正)

第 4 条 射水市小杉文化ホール条例（平成 17 年射水市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「毎週火曜日」の次に「(当日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日)」を加える。

第 8 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定による使用料の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第 8 条第 3 項を削る。

第 11 条を削り、第 12 条を第 11 条とし、第 13 条から第 15 条までを

1 条ずつ繰り上げる。

第 16 条第 1 項中「第 14 条」を「第 13 条」に、「市長の確認を受け」を「返還し」に改め、同条を第 15 条とし、第 17 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 22 条第 2 項中「第 13 条、第 14 条、第 18 条及び第 20 条」を「第 12 条、第 13 条、第 17 条及び第 19 条」に、「第 4 条の」を「第 4 条及び第 5 条の」に改め、「、第 5 条の規定中「市長が特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て」と」を削り、「第 13 条、第 18 条及び第 20 条」を「第 12 条、第 17 条及び第 19 条」に、「第 14 条の」を「第 13 条の」に改め、同条を第 21 条とし、第 23 条を第 22 条とする。

第 24 条第 1 項中「第 21 条」を「第 20 条」に改め、同条第 2 項中「第 5 条第 2 項及び第 8 条に規定する」を「別表に定める」に改め、同条第 5 項ただし書中「第 10 条第 2 号の規定」を「同条第 2 号」に改め、同条を第 23 条とし、第 25 条を第 24 条とする。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

1 ホール等使用料

施設名	使用日の区分	基本使用料						超過料金（1 時間につき）
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	
		午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午前 9 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 10 時	午後 1 時～午後 10 時	午前 9 時～午後 10 時	
ひびきホール	平日	円 21,630	円 43,260	円 63,450	円 53,350	円 94,090	円 107,790	円 10,820
	土曜日・日曜日・休日	24,870	49,750	72,970	61,350	108,200	123,960	12,440

まどかホール	平日	12,630	25,260	37,050	31,150	54,940	62,940	6,320
	土曜日・日曜日・休日	14,520	29,050	42,610	35,820	63,180	72,380	7,260
楽屋 1		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350
楽屋 2		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350
楽屋 3		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350
楽屋 4		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350
ホワイエ		3,900	5,200	7,540	5,200	7,930	9,490	1,300
展示コーナー		1,950	2,600	3,790	2,600	3,990	4,790	650

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合のひびきホール及びまどかホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の 1 人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が 1,000 円を超え 2,000 円以下の場合にあっては、100 分の 120
 - (2) 入場料等の最高額が 2,000 円を超え 3,000 円以下の場合にあっては、100 分の 130
 - (3) 入場料等の最高額が 3,000 円を超え 5,000 円以下の場合にあっては、100 分の 150
 - (4) 入場料等の最高額が 5,000 円を超える場合にあっては、100 分の 180
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的（以下「商業宣伝等の目的」という。）をもって使用するときのホワイエ及び展示コーナーの使用料の額は、基本使用料に 100 分の 180 を乗じて得た額とする。
- 3 ひびきホール及びまどかホールを練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に 100 分の 40 を乗じて得た額とする。
- 4 使用時間が超過した場合における 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

2 研修室等使用料

施設名	基本使用料											超過料 金（1 時間につき）
	3 時間まで	4 時間	5 時間	6 時間	7 時間	8 時間	9 時間	10 時間	11 時間	12 時間	13 時間	
研修室 1	円 3,900	円 5,200	円 5,850	円 6,500	円 7,150	円 7,540	円 7,930	円 8,320	円 8,710	円 9,100	円 9,490	円 1,300
研修室 2	3,060	4,080	4,590	5,100	5,610	5,920	6,230	6,540	6,850	7,160	7,470	1,020
研修室 3	3,060	4,080	4,590	5,100	5,610	5,920	6,230	6,540	6,850	7,160	7,470	1,020
練習室 1	1,950	2,600	2,930	3,260	3,590	3,790	3,990	4,190	4,390	4,590	4,790	650
練習室 2	1,950	2,600	2,930	3,260	3,590	3,790	3,990	4,190	4,390	4,590	4,790	650

備考

- 1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に 100 分の 180 を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間が超過した場合における 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

3 附属設備使用料 市長が別に定める額
(射水市大門総合会館条例の一部改正)

第5条 射水市大門総合会館条例(平成17年射水市条例第117号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「市長が」の次に「特に」を加える。

第8条第1項中「別表1」を「別表」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第8条第3項を削る。

第10条及び第11条を削り、第12条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条第1項中「点検を受け」を「返還し」に改め、同条を第12条とし、第15条から第17条までを2条ずつ繰り上げる。

第18条第2項中「及び第13条」を「及び第11条」に、「、特に」を「特に」に改め、同条を第16条とし、第19条を第17条とする。

第20条第1項中「第17条」を「第15条」に、「並びに第11条第1項及び第2項」を削り、同条第2項中「別表1及び別表2に掲げる」を「別表に定める」に改め、同条第5項ただし書中「指定管理者は、第12条」を「指定管理者は、第10条」に、「第12条の規定中」を「同条第2号中」に改め、同条を第18条とし、第21条を第19条とする。

別表1から別表3までを削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

1 ホール使用料

施設名	使用日の区分	基本使用料						超過料金（1時間につき）
		午前 午前9時～正午	午後 午後1時～午後5時	昼間 午前9時～午後5時	夜間 午後6時～午後10時	昼夜間 午後1時～午後10時	全日 午前9時～午後10時	
大ホール	平日	円 9,570	円 19,140	円 28,070	円 23,610	円 41,630	円 47,690	円 4,790
	土曜日・日曜日・休日	11,010	22,010	32,280	27,150	47,870	54,840	5,500
こぶしホール	平日	9,450	12,600	18,290	12,600	19,240	23,040	3,150
	土曜日・日曜日・休日	10,870	14,490	21,030	14,490	22,130	26,500	3,620

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の大ホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,000円を超え2,000円以下の場合にあっては、100分の120
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあっては、100分の130
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあっては、100分の150
 - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあっては、100分の180
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的（以下「商業宣伝等の目的」という。）をもって使用するときのこぶしホールの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 3 ホールを練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
- 4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 会議室等使用料

施設名	基本使用料											超過料金（1時間につき）
	3時間まで	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	
101会議室	円 1,920	円 2,560	円 2,880	円 3,200	円 3,520	円 3,710	円 3,900	円 4,090	円 4,280	円 4,470	円 4,660	円 640
102会議室	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310
展示室	2,550	3,400	3,830	4,260	4,690	4,950	5,210	5,470	5,730	5,990	6,250	850
視聴覚室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
いこいの間	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310

軽運動室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
401会議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
402会議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
403会議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
404会議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
405会議室	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310
406会議室	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310
寿の間	2,880	3,840	4,320	4,800	5,280	5,570	5,860	6,150	6,440	6,730	7,020	960
茶道室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
501会議室	1,920	2,560	2,880	3,200	3,520	3,710	3,900	4,090	4,280	4,470	4,660	640
502会議室	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310
料理実習室	2,580	3,440	3,870	4,300	4,730	4,990	5,250	5,510	5,770	6,030	6,290	860
なでしこ	930	1,240	1,400	1,560	1,720	1,810	1,900	1,990	2,080	2,170	2,260	310

備考

- 1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

3 附属設備使用料 市長が別に定める額

(射水市コミュニティセンター条例の一部改正)

第6条 射水市コミュニティセンター条例（平成22年射水市条例第18号）

の一部を次のように改正する。

第9条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 営利を目的として使用するおそれがあるとき。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

第20条第1項中「、第11条」を「、第11条の」に改める。

別表 2 を次のように改める。

別表 2（第 11 条関係）

区 分	使用料（1 時間当たり）
面積 50 m ² 未満の室	310 円
面積 50 m ² 以上 100 m ² 未満の室	370 円
面積 100 m ² 以上 200 m ² 未満の室	480 円
面積 200 m ² 以上 400 m ² 未満の室	610 円
面積 400 m ² 以上の室	690 円

備考

- 1 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。
- 2 同時に 2 室以上を使用するときは、それぞれの使用料を合算する。
- 3 第 9 条第 2 号ただし書の規定により営利を目的として使用する場合の使用料の額は、使用料に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。

（射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

第 7 条 射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年射水市条例第 163 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の(2)犬、猫等の死体の収集等を行う場合の項中「1, 030 円」を「1, 540 円」に改める。

別表 2 の(4)クリーンピア射水に搬入された次の処理困難物の処理を行う場合の部廃タイヤ（自家用乗用車以下のクラスのものとする。）の項中「1, 030 円」を「1, 150 円」に改め、同部バッテリー（自家用乗用車以下のクラスのものとする。）の項中「210 円」を「310 円」に改め、同部廃消火器の項中「510 円」を「760 円」に改める。

別表 4 金額の欄を次のように改める。

金額
1 件につき 7,500 円
1 件につき 5,800 円
1 件につき 7,500 円
1 件につき 5,800 円
1 件につき 3,700 円
1 件につき 3,700 円
1 件につき 5,000 円
1 件につき 2,700 円

(射水市新湊交流会館条例の一部改正)

第 8 条 射水市新湊交流会館条例（平成 17 年射水市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「午前 9 時から午後 10 時まで」を「午前 9 時から午後 9 時 30 分まで」に改める。

第 7 条第 1 項中「次に定めるところにより算定した額の」を「別表に定める」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「、時間超過使用料を除き」を削り、同項ただし書中「市長が」を「時間超過に係る使用料又は市長が」に改める。

第 8 条中「市長は」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

区分	使用料（1 時間当たり）
会議室	340 円
研修室	340 円
ホール 1	420 円
ホール 2	420 円

備考

1 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合は、使用料の額は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

(射水市いきいき長寿館条例の一部改正)

第9条 射水市いきいき長寿館条例(平成29年射水市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第9条関係)

室名	区分	単位	使用料(1時間当たり)
軽運動室	カローリングコート	1面	300円
	その他の場合	半面	450円
		全面	900円

備考

- 1 1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合は、使用料の額は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

(射水市大門コミュニティセンター条例の一部改正)

第10条 射水市大門コミュニティセンター条例(平成17年射水市条例第175号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

1 浴室の使用料

区分	使用料
大人(12歳以上の者)	公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定により富山県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額と同額
中人(6歳以上12歳未満の者)	
小人(6歳未満の者)	

備考

- 1 浴室の使用料には、大門農村環境改善センターの多目的ホールの個人使用料(一般(高校生以上)の利用者にとっては、1回につき1時間分の使用料に限る。)を含むものとする。

- 2 実費徴収を必要とする施設器具等については、別に使用料を徴収するものとする。
- 3 回数券については、10回分の料金の11回分を限度とした回数券を発行できるものとする。

2 トレーニングルームの使用料

区分	使用料（1時間当たり）
一般（高校生以上）	150円
中学生以下	無料

備考

- 1 実費徴収を必要とする施設器具等については、別に使用料を徴収するものとする。
- 2 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

（射水市農村環境改善センター条例の一部改正）

第11条 射水市農村環境改善センター条例（平成17年射水市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表1」の次に「のとおり」を加える。

第18条第5項ただし書中「第12条第2号」を「同条第2号」に改める。

別表3を次のように改める。

別表3（第10条関係）

1 新湊農村環境改善センター使用料表

区分	使用料（1時間当たり）
洋室会議室	600円
和室研修室A	450円
和室研修室B	310円
農業情報室	310円
営農相談室	310円
伝統芸能伝習室	450円
陶芸創作室	670円
展示コーナー	600円

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2 大門農村環境改善センター使用料表

区分		使用料 (1時間当たり)
多目的ホール（個人の場合にあっては、大門コミュニティセンター内トレーニングルーム使用を含むものとする。）	専用	800円
	個人 一般（高校生以上）	150円
	中学生以下	無料
1階生活改善実習室		310円
相談室		310円
1階研修室		450円
2階会議室（小）		310円
2階会議室（大）		450円

備考

- 1 団体使用の計画がある場合は、団体使用を優先する。
- 2 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

3 大島農村環境改善センター使用料表

区分		使用料 (1時間当たり)
多目的ホール	専用	800円
	個人 一般（高校生以上）	150円
	中学生以下	無料
洋室会議室		450円
農事研修室		450円
和室会議室		600円
農産加工実習室		600円

備考

- 1 農産加工実習室の使用料は、ガス使用料金を含むものとする。
- 2 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

（射水市新湊博物館条例の一部改正）

第12条 射水市新湊博物館条例（平成17年射水市条例第99号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分	観覧料（1人1回当たり）	
	個人	団体（20人以上）
一般（高校生以上）	310 円	250 円
65 歳以上の者	150 円	120 円

（海竜スポーツランド条例の一部改正）

第 13 条 海竜スポーツランド条例（平成 17 年射水市条例第 107 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで」を「12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

1 個人使用料

区分		使用料	
一般		1 回券	450 円
		11 回券	4,500 円
	市内	3 か月利用券	9,700 円
		6 か月利用券	17,300 円
		12 か月利用券	30,300 円
	市外	3 か月利用券	10,700 円
		6 か月利用券	19,000 円
		12 か月利用券	33,300 円
70 歳以上の者		1 回券	220 円
		11 回券	2,200 円
	市内	3 か月利用券	4,850 円
		6 か月利用券	8,650 円
		12 か月利用券	15,150 円
	市外	3 か月利用券	5,350 円
		6 か月利用券	9,500 円
		12 か月利用券	16,650 円
小・中学生		1 回券	150 円
		11 回券	1,500 円
	市内	3 か月利用券	3,200 円

		6 か月利用券	5,800 円
		12 か月利用券	10,100 円
	市外	3 か月利用券	3,500 円
		6 か月利用券	6,400 円
		12 か月利用券	11,100 円
未就学児		無料	

備考 個人使用は、1 人 1 回当たり 3 時間以内とする。

2 コース専用使用料

区分	使用料（1 時間当たり）
25 メートルプール	1 コースにつき 760 円

備考

- 専用使用料は、市内の小・中学校、公益財団法人射水市体育協会の加盟団体、その他教育委員会又は指定管理者が特に必要と認める団体（営利を目的としない団体に限る。以下「団体等」という。）が専用使用する場合のみとし、当該団体等は個人使用料とは別に使用料を納めなければならない。
- 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

3 アリーナ専用使用料

区分	使用料（1 時間当たり）
アリーナ	1,500 円

備考

- 専用使用料は、団体等が専用使用する場合のみとし、当該団体等は個人使用料とは別に使用料を納めなければならない。
- 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

（射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正）

第 14 条 射水市立学校体育施設の開放に関する条例（平成 18 年射水市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 使用料の欄を次のように改める。

使用料
460 円
600 円
無料

別表 3 に備考として次のように加える。

備考 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

(射水市中央公民館条例の一部改正)

第 15 条 射水市中央公民館条例（平成 22 年射水市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「第 3 月曜日」の次に「(当日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日)」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 10 条関係）

区分	基本使用料											超過料 金（1 時間に つき）
	3 時 間ま で	4 時 間	5 時 間	6 時 間	7 時 間	8 時 間	9 時 間	10 時 間	11 時 間	12 時 間	13 時 間	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第 1 会議室	5,820	7,760	8,730	9,700	10,670	11,250	11,830	12,410	12,990	13,570	14,150	1,940
第 2 会議室	2,430	3,240	3,650	4,060	4,470	4,710	4,950	5,190	5,430	5,670	5,910	810
第 3 会議室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010
第 1 研修室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010
第 2 研修室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010
第 3 研修室	5,820	7,760	8,730	9,700	10,670	11,250	11,830	12,410	12,990	13,570	14,150	1,940
第 4 研修 室（和室）	5,100	6,800	7,650	8,500	9,350	9,860	10,370	10,880	11,390	11,900	12,410	1,700
第 5 研修 室（茶室）	7,920	10,560	11,880	13,200	14,520	15,310	16,100	16,890	17,680	18,470	19,260	2,640
実習室	3,150	4,200	4,730	5,260	5,790	6,110	6,430	6,750	7,070	7,390	7,710	1,050

備考

- 1 使用時間が超過した場合における 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。
- 2 同時に 2 室以上を使用する場合は、それぞれの使用料を合算する。

(射水市生涯学習センター条例の一部改正)

第 16 条 射水市生涯学習センター条例（平成 28 年射水市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表使用料（１時間当たり）の欄を次のように改める。

使用料（１時間当たり）
200 円
450 円
900 円
580 円
450 円
750 円

別表備考３を削り、同表備考４を同表備考３とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成３１年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置の原則）

- 2 次項及び第４項に定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 第１条の規定による改正後の射水市大島絵本館条例第８条の規定
 - (2) 第２条の規定による改正後の射水市陶房「匠の里」条例第１０条の規定
 - (3) 第３条の規定による改正後の射水市新湊中央文化会館条例第７条の規定
 - (4) 第４条の規定による改正後の射水市小杉文化ホール条例第８条の規定
 - (5) 第５条の規定による改正後の射水市大門総合会館条例第８条の規定
 - (6) 第６条の規定による改正後の射水市コミュニティセンター条例第１１条の規定

- (7) 第 8 条の規定による改正後の射水市新湊交流会館条例第 7 条の規定
- (8) 第 9 条の規定による改正後の射水市いきいき長寿館条例第 9 条の規定
- (9) 第 1 1 条の規定による改正後の射水市農村環境改善センター条例第 1 0 条の規定
- (10) 第 1 3 条の規定による改正後の海竜スポーツランド条例第 9 条の規定
- (11) 第 1 4 条の規定による改正後の射水市立学校体育施設の開放に関する条例第 1 0 条第 1 項の規定
- (12) 第 1 5 条の規定による改正後の射水市中央公民館条例第 1 0 条の規定
- (13) 第 1 6 条の規定による改正後の射水市生涯学習センター条例第 1 0 条の規定

(射水市大門コミュニティセントー条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第 1 0 条の規定による改正前の射水市大門コミュニティセントー条例別表に規定する回数券を所持する者が、この条例の施行日以後に当該回数券を使用する場合については、この条例の施行日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間に限り、使用できるものとする。

(海竜スポーツランド条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第 1 3 条の規定による改正前の海竜スポーツランド条例別表個人使用料の表に規定する 1 1 回券を所持する者が、この条例の施行日以後に当該 1 1 回券を使用する場合については、この条例の施行日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間に限り、使用できるものとする。

議案第 76 号

射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について

射水市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

平成 30 年 12 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(射水市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 射水市職員の給与に関する条例（平成 17 年射水市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「30 万 8,300 円」を「30 万 8,600 円」に改める。

第 22 条第 1 項中「宿日直勤務を」を「宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を」に、「4,200 円」を「4,400 円」に、「2 万円」を「2 万 1,000 円」に、「7,200 円」を「7,400 円」に、「6,300 円」を「6,600 円」に、「3 万円」を「3 万 1,500 円」に、「1 万 800 円」を「1 万 1,100 円」に改め、同条第 2 項中「前項の」を削り、「常直的な宿日直勤務」を「常直的なもの」に、「2 万 1,000 円」を「2 万 2,000 円」に改める。

第 28 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 110」の次に「、12 月に支給する場合に

においては100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）」
を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合
においては」を、「100分の52.5）」の次に「、12月に支給する場合
においては100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.
5）」を加える。

別表1から別表3までを次のように改める。

別表1 行政職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400

39	202, 200	251, 500	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000
40	203, 500	252, 900	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600
41	204, 800	254, 300	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100
42	206, 100	255, 700	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600
43	207, 400	257, 100	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000
44	208, 700	258, 400	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300
45	209, 800	259, 600	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600
46	211, 100	260, 900	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	
47	212, 400	262, 300	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
48	213, 700	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
49	214, 800	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600	
50	215, 900	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000	
51	216, 900	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400	
52	218, 000	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800	
53	219, 100	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	
54	220, 100	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600	
55	221, 000	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000	
56	222, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300	
57	222, 400	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600	
58	223, 300	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000	
59	224, 100	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300	
60	224, 900	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600	
61	225, 600	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900	
62	226, 600	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100		
63	227, 400	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400		
64	228, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700		
65	229, 000	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000		
66	229, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300		
67	230, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600		
68	231, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900		
69	232, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100		
70	233, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400		
71	233, 700	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700		
72	234, 500	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000		
73	235, 300	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200		
74	236, 000	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500		
75	236, 700	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800		
76	237, 300	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000		
77	238, 000	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200		
78	238, 800	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500		
79	239, 600	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800		
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000		
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200		
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800		
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000		

85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第30条に規定する職員を除く。

別表2 公安職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100
	11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100
	12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200
	13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900
	14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000
	15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000
	16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100
	17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800
	18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500
	19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200
	20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100
	23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500
	24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300	424,000
	25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000	425,300
	26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000	426,700
	27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100	428,200
	28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200	429,800
	29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700	431,100
	30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	432,800
	31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200	434,500
	32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900	436,100
	33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600	437,500
	34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100	439,200
	35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700	440,900
	36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200	442,500
	37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500	443,900
	38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000	444,600
	39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500	445,300

40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000
41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400
42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000
43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700
44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300
45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100
46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800
47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300
48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800
49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	

86	292, 200	312, 900	339, 600	379, 900	413, 300	423, 500		
87	293, 100	314, 200	341, 100	380, 400	413, 600	423, 800		
88	294, 300	315, 700	342, 600	381, 000	413, 900	424, 000		
89	295, 300	317, 200	343, 900	381, 600	414, 200	424, 200		
90	296, 500	318, 700	345, 100	382, 200	414, 600	424, 500		
91	297, 600	320, 100	346, 400	382, 800	415, 000	424, 800		
92	298, 800	321, 600	347, 700	383, 400	415, 400	425, 000		
93	299, 300	322, 900	349, 100	383, 700	415, 700	425, 200		
94	300, 600	324, 200	350, 600	384, 200				
95	301, 700	325, 600	352, 100	384, 800				
96	303, 000	326, 900	353, 600	385, 300				
97	304, 100	328, 100	354, 900	385, 700				
98	305, 300	329, 400	356, 100	386, 100				
99	306, 500	330, 700	357, 200	386, 700				
100	307, 700	332, 000	358, 400	387, 200				
101	308, 900	333, 400	359, 500	387, 600				
102	309, 900	334, 300	360, 600	388, 100				
103	311, 000	335, 400	361, 700	388, 700				
104	312, 000	336, 600	362, 900	389, 200				
105	312, 800	337, 700	364, 100	389, 500				
106	313, 400	338, 800	364, 600	389, 900				
107	314, 000	339, 800	365, 200	390, 400				
108	314, 700	340, 900	365, 800	390, 700				
109	315, 200	342, 100	366, 400	391, 000				
110	315, 700	343, 100	366, 900	391, 500				
111	316, 200	344, 100	367, 400	392, 000				
112	316, 800	345, 000	367, 900	392, 500				
113	317, 600	345, 900	368, 300	392, 800				
114	318, 300	346, 800	368, 700	393, 300				
115	319, 000	347, 800	369, 300	393, 800				
116	319, 700	348, 800	369, 800	394, 300				
117	320, 300	349, 800	370, 200	394, 600				
118	321, 100	350, 300	370, 700	395, 100				
119	321, 800	350, 900	371, 300	395, 600				
120	322, 600	351, 500	371, 800	396, 100				
121	323, 200	351, 800	372, 000	396, 500				
122	323, 500	352, 200	372, 500	397, 000				
123	324, 000	352, 700	373, 000	397, 400				
124	324, 500	353, 100	373, 400	397, 900				
125	324, 800	353, 500	373, 900	398, 300				
126		353, 900	374, 400					
127		354, 400	374, 900					
128		354, 800	375, 400					
129		355, 200	375, 700					
130		355, 600	376, 200					
131		356, 000	376, 700					

	132		356,400	377,200					
	133		356,600	377,500					
	134		357,100	378,000					
	135		357,500	378,400					
	136		357,800	378,800					
	137		358,100	379,100					
	138		358,500	379,600					
	139		359,000	380,100					
	140		359,500	380,600					
	141		359,800	380,900					
	142		360,300						
	143		360,800						
	144		361,300						
	145		361,600						
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900

備考 この表は、消防業務に従事する職員に適用する。

別表3 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700	566,500
	2	250,400	336,100	400,800	474,000	569,600
	3	252,900	339,000	403,700	476,200	572,700
	4	255,400	342,000	406,500	478,500	575,800
	5	257,600	344,700	409,100	480,700	578,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900	581,100
	7	265,200	351,100	414,600	485,100	583,500
	8	269,000	354,200	417,300	487,300	585,900
	9	272,600	357,000	419,500	489,300	588,100
	10	276,600	359,900	422,200	491,400	589,600
	11	280,600	363,000	424,800	493,500	591,100
	12	284,600	366,200	427,500	495,600	592,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700	594,100
	14	292,400	372,700	432,400	499,800	595,200
	15	296,300	375,900	434,800	501,900	596,300
	16	300,200	379,600	437,300	504,000	597,200
	17	303,900	383,200	439,300	506,100	598,400
	18	307,500	385,900	441,700	508,100	599,400
	19	311,000	388,700	444,000	510,100	600,400
	20	314,600	391,400	446,400	512,100	601,400
	21	318,200	394,200	447,900	513,900	602,400
	22	321,900	396,800	450,300	515,700	
	23	325,400	399,400	452,600	517,600	
	24	328,900	401,800	454,900	519,500	
	25	332,400	403,800	456,900	521,200	
	26	335,200	406,100	459,200	523,000	
	27	337,800	408,300	461,400	524,800	
	28	340,400	410,600	463,700	526,600	
	29	343,200	412,900	465,800	528,200	
	30	345,300	415,000	468,100	530,000	
	31	347,500	417,000	470,400	531,800	
	32	349,900	419,100	472,600	533,600	
	33	352,100	421,000	474,600	535,200	
	34	354,500	422,800	476,700	537,000	
	35	356,700	424,600	478,800	538,700	
	36	359,200	426,600	480,900	540,500	
	37	361,400	428,500	483,000	542,100	
	38	363,800	430,500	484,800	543,700	
	39	366,200	432,400	486,600	545,100	

40	368, 400	434, 400	488, 400	546, 700	
41	370, 700	436, 200	490, 100	548, 200	
42	372, 100	438, 000	491, 900	549, 600	
43	373, 600	439, 700	493, 700	551, 000	
44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300	
45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500	
46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500	
47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500	
48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500	
49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500	
50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400	
51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300	
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200	
53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000	
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900	
55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800	
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700	
57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600	
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500	
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400	
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100	
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000	
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900	
63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800	
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700	
65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600	
66		469, 700	521, 400		
67		470, 400	522, 100		
68		471, 000	523, 000		
69		471, 300	523, 900		
70		472, 000	524, 700		
71		472, 700	525, 600		
72		473, 400	526, 500		
73		473, 800	527, 300		
74		474, 400	528, 200		
75		475, 100	529, 100		
76		475, 800	529, 800		
77		476, 200	530, 600		
78		476, 800	531, 500		
79		477, 400	532, 400		
80		477, 900	533, 300		
81		478, 500	534, 100		
82		479, 000	535, 000		
83		479, 500	535, 900		
84		480, 000	536, 800		
85		480, 400	537, 600		

	86		481,000	538,500		
	87		481,400	539,400		
	88		481,900	540,300		
	89		482,400	541,100		
	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000

41	210, 400	244, 800	279, 200	309, 900	356, 300	396, 600	439, 500
42	211, 600	245, 900	280, 800	311, 600	357, 400	397, 400	439, 900
43	212, 800	247, 100	282, 500	313, 200	358, 600	398, 200	440, 300
44	214, 000	248, 200	284, 200	314, 900	359, 800	399, 000	440, 700
45	215, 200	249, 300	285, 700	315, 800	361, 000	399, 400	441, 100
46	216, 300	250, 700	287, 400	317, 200	361, 800	400, 000	441, 500
47	217, 300	252, 200	289, 100	318, 700	363, 000	400, 500	441, 900
48	218, 400	253, 500	290, 700	320, 300	364, 100	400, 900	442, 200
49	219, 400	255, 100	291, 900	321, 700	365, 100	401, 300	442, 500
50	220, 400	256, 500	293, 500	323, 000	366, 100	401, 600	442, 900
51	221, 300	257, 900	294, 800	324, 200	367, 100	401, 900	443, 200
52	222, 300	259, 200	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200	443, 500
53	222, 700	260, 300	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500	443, 800
54	223, 600	261, 700	299, 200	327, 600	369, 700	402, 800	
55	224, 300	263, 100	300, 600	328, 700	370, 600	403, 100	
56	225, 200	264, 400	302, 100	329, 700	371, 500	403, 400	
57	225, 900	265, 200	303, 100	330, 200	372, 000	403, 700	
58	226, 800	266, 500	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000	
59	227, 500	267, 800	305, 500	331, 900	373, 600	404, 300	
60	228, 300	269, 100	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700	
61	229, 200	270, 000	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900	
62	230, 000	271, 200	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200	
63	230, 900	272, 500	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500	
64	231, 900	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800	
65	232, 500	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000	
66	233, 300	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900		
67	234, 100	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600		
68	234, 900	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200		
69	235, 600	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600		
70	236, 300	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100		
71	237, 000	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600		
72	237, 600	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100		
73	238, 300	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700		
74	239, 100	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200		
75	239, 900	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800		
76	240, 600	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400		
77	241, 000	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900		
78	241, 600	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400		
79	242, 200	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900		
80	242, 800	287, 100	322, 500	344, 200	385, 400		
81	243, 100	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700		
82	243, 500	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200		
83	243, 900	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600		
84	244, 200	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000		
85	244, 500	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400		
86		289, 500	325, 400	346, 300			

	87		289, 700	325, 600	346, 600			
	88		289, 900	326, 000	346, 900			
	89		290, 300	326, 400	347, 300			
	90		290, 500	326, 800	347, 600			
	91		290, 700	327, 200	348, 000			
	92		290, 900	327, 600	348, 300			
	93		291, 300	327, 900	348, 700			
	94		291, 500	328, 100	349, 000			
	95		291, 700	328, 500	349, 300			
	96		292, 000	328, 800	349, 600			
	97		292, 400	329, 000	349, 900			
	98		292, 700	329, 300	350, 300			
	99		292, 900	329, 600	350, 700			
	100		293, 200	329, 900	351, 100			
	101		293, 500	330, 100	351, 600			
	102		293, 700	330, 400	352, 000			
	103		293, 900	330, 800	352, 400			
	104		294, 200	331, 000	352, 800			
	105		294, 500	331, 200	353, 300			
	106			331, 400				
	107			331, 800				
	108			332, 000				
	109			332, 200				
	110			332, 600				
111			333, 000					
112			333, 400					
113			333, 600					
再任用職員		188, 700	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100	322, 800	365, 000

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び歯科衛生士に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400

41	226, 100	250, 400	287, 500	314, 200	350, 600
42	227, 500	251, 300	289, 000	315, 600	352, 100
43	228, 900	252, 200	290, 500	317, 000	353, 600
44	230, 300	253, 100	292, 100	318, 500	355, 000
45	231, 500	253, 900	293, 400	319, 300	356, 600
46	232, 900	254, 900	294, 800	320, 700	357, 600
47	234, 200	255, 800	296, 300	322, 100	359, 100
48	235, 500	256, 800	297, 800	323, 600	360, 400
49	236, 500	257, 800	298, 900	324, 700	361, 800
50	237, 600	258, 900	300, 200	326, 100	363, 200
51	238, 600	260, 100	301, 400	327, 400	364, 500
52	239, 700	261, 300	302, 800	328, 700	365, 900
53	240, 600	262, 400	304, 200	330, 100	367, 400
54	241, 700	263, 900	305, 500	331, 500	368, 600
55	242, 700	265, 300	306, 900	332, 900	369, 700
56	243, 700	266, 700	308, 300	334, 200	370, 900
57	244, 400	268, 200	309, 100	335, 100	372, 000
58	245, 400	269, 800	310, 300	336, 400	372, 900
59	246, 100	271, 300	311, 500	337, 600	373, 900
60	247, 100	272, 800	312, 900	338, 900	374, 900
61	248, 000	274, 200	314, 000	340, 000	375, 500
62	249, 000	275, 700	315, 300	340, 900	376, 300
63	249, 800	277, 200	316, 600	342, 100	377, 100
64	250, 800	278, 500	317, 800	343, 400	377, 900
65	251, 700	279, 900	319, 100	344, 500	378, 600
66	252, 600	281, 400	320, 400	345, 700	379, 300
67	253, 700	282, 900	321, 700	346, 900	380, 100
68	254, 600	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800
69	255, 400	285, 500	323, 700	349, 000	381, 400
70	256, 500	287, 000	324, 800	350, 000	382, 000
71	257, 600	288, 500	325, 900	351, 100	382, 700
72	258, 700	289, 900	326, 800	352, 200	383, 300
73	260, 100	290, 900	328, 100	353, 000	384, 000
74	261, 400	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500
75	262, 700	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100
76	263, 900	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600
77	264, 900	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000
78	266, 000	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600
79	267, 300	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100
80	268, 500	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400
81	269, 400	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700
82	270, 400	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200
83	271, 500	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600
84	272, 600	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900
85	273, 400	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200
86	274, 300	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700

87	275, 400	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200
88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600
89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900
90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300
91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800
92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200
93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600
94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400	
95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800	
96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100	
97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700	
98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200	
99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700	
100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200	
101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800	
102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300	
103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800	
104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200	
105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800	
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300	
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800	
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300	
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900	
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300	
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800	
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300	
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900	
114	293, 700	324, 900	357, 700		
115	294, 100	325, 300	358, 200		
116	294, 400	325, 600	358, 600		
117	294, 700	325, 800	359, 000		
118	295, 000	326, 100	359, 400		
119	295, 300	326, 500	359, 900		
120	295, 700	326, 700	360, 400		
121	296, 000	326, 900	360, 800		
122	296, 400	327, 200	361, 300		
123	296, 700	327, 500	361, 800		
124	297, 100	327, 800	362, 300		
125	297, 300	328, 000	362, 600		
126	297, 500	328, 300			
127	297, 800	328, 700			
128	298, 200	328, 900			
129	298, 400	329, 100			
130	298, 700	329, 300			
131	299, 100	329, 700			
132	299, 500	329, 900			

	133	299,700	330,200			
	134	300,000	330,600			
	135	300,400	331,000			
	136	300,700	331,400			
	137	300,900	331,700			
	138	301,200	332,100			
	139	301,600	332,500			
	140	301,900	332,900			
	141	302,100	333,200			
	142	302,500	333,600			
	143	302,900	333,900			
	144	303,200	334,300			
	145	303,400	334,600			
	146	303,600	335,000			
	147	303,900	335,400			
	148	304,300	335,800			
	149	304,500	336,100			
	150	304,700	336,500			
	151	305,000	336,900			
	152	305,300	337,300			
	153	305,700	337,600			
	154	305,900				
	155	306,100				
	156	306,400				
	157	306,700				
	158	307,000				
	159	307,300				
	160	307,600				
	161	308,000				
	162	308,300				
	163	308,600				
	164	308,900				
	165	309,300				
	166	309,600				
	167	309,900				
	168	310,200				
	169	310,600				
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

備考 この表は、病院に勤務する看護師に適用する。

第2条 射水市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に、「6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」を「100分の110」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の110）、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の42.5」を「100分の45」に、「100分の52.5）、12月に支給する場合においては100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5」を「100分の55」に改める。

（射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第3条 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年射水市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第4条 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」を「100分の167.5」に改め、「と」、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を削る。

(射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正)

第5条 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例(平成17年射水市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第6条 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」を「100分の167.5」に改め、「と」、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を削る。

(射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年射水市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	3 7 4, 0 0 0
2	4 2 2, 0 0 0
3	4 7 2, 0 0 0
4	5 3 3, 0 0 0
5	6 0 8, 0 0 0
6	7 1 0, 0 0 0

第9条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の165」との次に「、100分の137.5」とあるのは「100分の170」とを加える。

第8条 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（射水市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）

第9条第1項、第22条第1項及び第2項並びに別表1から別表3までの改

正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第7条の規定(射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第7条第1項の表の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

- 3 第1条の規定(給与条例第28条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の規定及び第7条の規定(任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 この条例(第1条、第3条、第5条及び第7条の規定に限る。以下この条において同じ。)による改正後の給与条例、射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例又は任期付職員条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のこれらの条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれこの条例による改正後のこれらの条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 7 7 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 1 2 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年射水市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の 1 の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

射水市体育施設条例の一部改正について

射水市体育施設条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 12 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市体育施設条例の一部を改正する条例

射水市体育施設条例（平成 17 年射水市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表本江体育館の項及び大島中央公園コミュニティ体育館の項を削る。

第 4 条の 2 第 1 項中「本江体育館、七美体育館及び大島中央公園コミュニティ体育館（以下「地区体育館」という。）」を「七美体育館」に、「それぞれの地区体育館」を「七美体育館」に改め、同条第 2 項中「地区体育館」を「七美体育館」に改める。

第 6 条第 5 号中「前 4 号」を「前各号」に改める。

第 16 条第 6 項ただし書中「第 9 条第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

別表 1 本江体育館の項及び大島中央公園コミュニティ体育館の項を削る。

別表 2 を次のように改める。

別表 2（第 7 条関係）

- 1 新湊総合体育館、小杉総合体育センター、小杉体育館、大門総合体育館、大島体育館及び下村体育館

(1) 体育館使用料

区分				単位	金額（1時間当たり 単位：円）						
					新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館	
大アリーナ	アマチュアスポーツ	練習		バドミントンコート1面	310	310	310	310	310	310	
		大会	無料	全面	2,470	3,090	1,840	1,840	1,840	930	
			有料		8,500	10,630	6,380	6,380	6,380	3,190	
	その他の催し	練習		バドミントンコート1面	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	
		大会	無料	全面	14,570	18,220	10,940	10,940	10,940	5,460	
			有料		51,020	63,770	38,260	38,260	38,260	19,130	
	興行			全面	68,020	85,030	51,020	51,020	51,020	25,510	
	小アリーナ	アマチュアスポーツ	練習		バドミントンコート1面	310	310				
			大会	無料	全面	1,230	930				
				有料		4,250	3,190				
その他の催し		練習		バドミントンコート1面	1,820	1,820					
		大会	無料	全面	7,290	5,460					
			有料		25,510	19,130					
興行			全面	34,010	25,510						
アリーナ	個人	一般		150	150	150	150	150	150		
		小・中学生		70	70	70	70	70	70		
卓球室・多目的室	個人	一般		150		150					
		小・中学生		70		70					
	団体専用（10名以上で使用予約する場合）		卓球台1台につき	150		150					
			全面	930		1,080					
トレーニング室	個人	一般		150		150		150			
		小・中学生		70		70		70			

レクリエーションルーム	専用	全面				460		310
ランニング走路	個人	一般		100	100	100	100	
		小・中学生		50	50	50	50	

備考

- 1 この表において「無料」とは、大会等において入館料を徴収しない場合をいい、「有料」とは、大会等において入館料を徴収する場合をいう。
- 2 この表中、下村体育館の欄については、下村小学校の通学区域の住民及びその住民で構成する団体並びに登録団体（以下「下村小学校の通学区域の住民等」という。）には適用しない。

(2) 柔道場及び剣道場使用料

区分			単位	金額（1時間当たり 単位：円）		
				新湊総合体育館	小杉体育館	大門総合体育館
アマチュアスポーツ	練習		1競技場	310	310	310
	大会	無料	全面	610	310	310
		有料		2,160	1,080	1,080
その他の催し	練習		1競技場	1,820	1,820	1,820
	大会	無料	全面	3,640	1,820	1,820
		有料		12,740	6,370	6,370
興行			全面	17,000	8,500	8,500
個人	一般		1人	150	150	150
	小・中学生			70	70	70

備考 この表において「無料」とは、大会等において入館料を徴収しない場合をいい、「有料」とは、大会等において入館料を徴収する場合をいう。

(3) 会議室使用料

区分	金額（1時間当たり 単位：円）					
	新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館
大会議室（51席以上）	760	760			760	
小会議室・研修室等（51席未満）	310	310		310	310	310

(4) 設備使用料

区分				金額（単位：円）					
				新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館
設備器具等	大会議室（51席以上）	放送設備	1回		1,030				
	大アリーナ	放送設備	1回	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
		電動ステージ	1回		2,060				
		移動観客席	1回	2,060					
		冷暖房設備	下記以外 アマチュアスポーツ （無料）	10,800	10,800				
				3,000	3,000				
	小アリーナ	放送設備	1回	1,030	1,030				
		冷暖房設備	下記以外 アマチュアスポーツ （無料）	5,400					
				1,540					
	柔道場・剣道場	冷暖房設備	下記以外 アマチュアスポーツ （無料）	5,400					
				1,540					
照明設備	大アリーナ	全灯	1時間	1,540	1,540	770	770	770	360
		1／2灯	1時間	770	770	360	360	360	
	小アリーナ	全灯	1時間	310	310				

備考 この表において「アマチュアスポーツ（無料）」とは、アマチュアスポーツの大会等において入場料を徴収しない場合をいう。

2 七美体育館

区分	金額（1時間当たり 単位：円）
団体・個人	110

備考 下村小学校の通学区域の住民等が下村体育館を使用する場合には、この表を適用する。

3 歌の森運動公園多目的グラウンド、薬勝寺池南公園サッカー場、サン・ビレッジ新湊、下村グラウンド及び大島中央公園コミュニティ広場

区分		単位	金額（1時間当たり 単位：円）				
			歌の森運動公園多目的グラウンド	薬勝寺池南公園サッカー場	サン・ビレッジ新湊	下村グラウンド	大島中央公園コミュニティ広場
グラウンド	アマチュアスポーツ	全面	610	1,220	610	610	960
		半面	310	610	310	310	480
	その他の催し	全面	5,500	11,000	5,500	5,500	8,680
		半面	2,750	5,500	2,750	2,750	4,340
	興行	全面	11,000	22,000	11,000	11,000	17,360
		半面	5,500	11,000	5,500	5,500	8,680
夜間照明		全灯			2,600	2,600	3,360
		3／4灯					2,520
		1／2灯					1,680

備考

- 1 この表中、サン・ビレッジ新湊の欄については、海老江地区の住民及びその住民で構成する団体並びに登録団体（以下「海老江地区の住民等」という。）には適用しない。
 - 2 この表中、下村グラウンドの欄については、下村小学校の通学区域の住民等には適用しない。
- 4 七美公園グラウンド、本江グラウンド、水戸田グラウンド、浅井グラウンド、グリーンパークだいもん中央緑地広場、サン・ビレッジ新湊及び下村グラウンド

区分		単位	金額（1時間当たり 単位：円）					
			七美公園グラウンド	本江グラウンド	水戸田グラウンド	浅井グラウンド	グリーンパークだいもん中央緑地広場	サン・ビレッジ新湊
グラウンド	1回（4時間以内）		無料	無料	無料	無料	無料	無料
夜間照明	全灯		600	600	600	600	600	600

備考

- 1 この表中、サン・ビレッジ新湊の欄は、海老江地区の住民等に適用する。
- 2 この表中、下村グラウンドの欄は、下村小学校の通学区域の住民等に適用する。

5 薬勝寺池南公園野球場及び歌の森運動公園野球場

区分		単位	金額（1時間当たり 単位：円）	
			薬勝寺池南公園野球場	歌の森運動公園野球場
グラウンド	無料	全面	480	1,840
	有料			7,360

備考 この表において「無料」とは、大会等において入場料を徴収しない場合をいい、「有料」とは、大会等において入場料を徴収する場合をいう。

6 新湊テニスコート、歌の森運動公園テニスコート及び下村テニスコート

区分		単位	金額（1時間当たり 単位：円）		
			新湊テニスコート	歌の森運動公園テニスコート	下村テニスコート
テニスコート	1面		330	330	330
夜間照明	全灯		510	510	510

7 パークゴルフ南郷及び下村パークゴルフ場

区分		単位	金額（単位：円）
1日券	70歳以上	1人1日間につき	210
	16歳以上70歳未満		410
	16歳未満		210
年間券	16歳以上	1人1年間につき	12,340
	16歳未満		6,170
年間共通券	16歳以上	1人1年間につき	18,510
	16歳未満		9,260

備考 この表において「年間」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。
ただし、休業日及び休場期間を除く。

8 大島弓道場

区分			金額（1時間当たり 単位：円）
射場	団体	一般	1,230
		高校生以下	400
	個人	一般	60
		高校生以下	30
研修室	団体		360
射場	個人	年間利用券	一般 14,400
			高校生以下 7,200

備考

- 大会等で全館を専用使用する場合の使用料の額は、団体の区分に応じた使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- この表において「年間」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市体育施設条例第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の射水市体育施設条例別表 2 第 1 項第 1 号の表備考 2 に規定する回数券を所持する者が、この条例の施行の日以後に当該回数券を使用する場合については、この条例の施行の日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間に限り、使用できるものとする。

(射水市都市公園条例の一部改正)

- 4 射水市都市公園条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 8 9 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 大島中央公園の部大島中央公園コミュニティ体育館の項を削る。

議案第 79 号

射水市下村交流センター条例の一部改正について

射水市下村交流センター条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 12 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市下村交流センター条例の一部を改正する条例

射水市下村交流センター条例（平成 17 年射水市条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 市民の生涯学習の場と児童の健全な遊び場を提供することにより、世代間交流を進め、健康で明るいまちづくりの推進に寄与するとともに、住民の利便及びサービスの向上を図るため、交流センターを設置する。

第 4 条第 1 項中「午前 9 時から午後 8 時まで」を「午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 80 号

指定管理者の指定について

射水市新湊交流会館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市新湊交流会館

- 2 指定管理者となる団体の名称

株式会社 技研サービス

- 3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

議案第 8 1 号

指定管理者の指定について

射水市川の駅新湊及びいみず観光情報館の指定管理者について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市川の駅新湊及びいみず観光情報館

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社 新湊観光船

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

